

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、B所在の会社C営業所に配属され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、業務で国道○号線を走行中、センターラインを越えて進入してきた対向車と正面衝突し（以下「本件災害」という。）負傷した。請求人は、同日、D病院に受診し、「中心性頸髄損傷、頸椎捻挫、腰椎捻挫」等と診断され、療養の結果、平成○年○月○日をもって治癒となった。
- 3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に対して障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に当たるものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に当たる障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、同人に残存する障害は障害等級第3級に当たると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人は、同人の傷病の残存障害として四肢の知覚・運動麻痺等の多様の症状が継続していることを訴えている。

請求人の傷病について、E医師及びF医師は、CT、MRIなどの画像所見からは確認できないものの、その症状からみて中心性頸髄損傷であるとの意見を述べている。しかし、E医師は、退院後も両下肢の筋力が低下し、歩行障害が増悪していることに関して、その原因については不明であるとの意見を述べている。

G医師は、受傷直後は歩いていたのにその後歩行困難となったという請求人の症状の経過や、下肢の症状の方が上肢の症状よりも強いという障害の特徴、エックス線写真やMRIによれば、請求人の脊柱管の前後径が一般の人より広く○mm程度あり、請求人は脊柱管の中に余裕があり脊髄損傷が起こりにくいとみられるなどの点から、請求人の傷病は典型的な中心性頸髄損傷とは言えないとの意見を述べている。

本件は、脊髄損傷の存在を示すMRI及びCT又はこれに準ずる他覚的所見がなく、事件発生後の症状の経緯等をみても一般的な脊髄損傷（中心性頸髄損傷）による経過として不自然であることから、当審査会も、「中心性頸髄損傷」との診断には疑問が残ると考える。

(3) 決定書理由に説示するとおり、脊髄の損傷による障害については、「神経障害認定基準」により、身体的所見及びMR I、CT等によって裏付けることのできる麻痺の範囲と程度により障害等級を認定することとされている。本件については、上記のとおり、脊髄損傷の存在を示すMR I及びCT又はこれに準ずる他覚的所見がないことから、請求人に残存する障害は、脊髄の損傷による障害とは認められない。

なお、請求人は頸部痛、頭痛等を訴えており、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、それらの神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(4) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の労働能力の喪失の程度は、障害等級第7級に該当すると主張しているが、上記（3）のとおり、請求人には脊髄損傷の所在を示すMR I及びCT又はこれに準ずる他覚的所見がないことから、請求人に残存する障害は、本件災害に起因する脊髄の損傷による障害とは認められず、請求代理人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。